

# 青森県報

第四千三百九十号

平成二十九年  
十二月二十日  
(水曜日)

## 目次

### 告 示

- 生活保護法による指定医療機関の再開の届出……………(健康福祉課) ……一
  - 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の再開の届出……………(同) ……一
  - 介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………(高齢福祉課) ……一
  - 介護保険法による介護予防サービス事業者の指定……………(同) ……二
  - 公共測量の実施……………(監理課) ……二
  - 建設業者の許可の取消し……………(中南部地域) ……二
  - 右 同……………(上北地域) ……三
- 選挙管理委員会
- 政治資金規正法による政治団体の名称等の公表……………(事務局) ……三
  - 政治資金規正法による政治団体の届出事項の異動の届出……………(同) ……三
  - 政治資金規正法による政治団体の解散の届出……………(同) ……四
  - 政治資金規正法による資金管理団体の名称等の公表……………(同) ……四

## 告

## 示

### 青森県告示第八百七十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から再開した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十九年十二月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	再開年月日
神整形外科	弘前市大字大町三丁目六の四	平成二九・一〇・二

### 青森県告示第八百七十七号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から再開した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十九年十二月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	再開年月日
神整形外科	弘前市大字大町三丁目六の四	平成二九・一〇・二

### 青森県告示第八百七十八号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次

のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成二十九年十二月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	指定居宅サービス事業者		居宅サービスの種類	居宅サービス事業を行う事業所	指定年月日
	主たる事務所の所在地又は住所	訪問介護			
有限会社 ポールハート	平川市柏木町東 田四四の六	訪問介護	訪問介護	津軽 訪問介護南	平成 二九・三・二六
				平川市本町平野 二四の一第二平野 ビル二階	

青森県告示第八百七十九号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第一百五十五条の十第一号の規定により公示する。

平成二十九年十二月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	指定介護予防サービス事業者		介護予防サービスの種類	介護予防サービス事業を行う事業所	指定年月日
	主たる事務所の所在地又は住所	訪問介護			
有限会社 ポールハート	平川市柏木町東 田四四の六	訪問介護	訪問介護	津軽 訪問介護南	平成 二九・三・二六
				平川市本町平野 二四の一第二平野 ビル二階	

青森県告示第八百八十号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、測

量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年十二月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 測量計画機関  
青森市
- 二 測量の種類  
公共測量（基準点測量）
- 三 測量の期間  
平成二十九年十一月十五日から平成三十年三月二十日まで
- 四 測量の地域  
青森市内一円

公 告

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十九年十二月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 岩崎建築工務所
- 二 氏名 岩崎秀柁
- 三 主たる営業所の所在地 弘前市大字下湯口字扇田一四三
- 四 許可番号 青森県知事許可（般一四四）第二〇〇五五五号
- 五 取消年月日 平成二十九年十二月六日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
建築工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実  
 平成二十九年十二月六日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十九年十二月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社S A E
- 二 代表者の氏名 中村克己
- 三 主たる営業所の所在地 十和田市大字三本木字西金崎五九の一七
- 四 許可番号 青森県知事許可（般―二五）第五〇〇五二四号
- 五 取消年月日 平成二十九年十一月三十日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実  
 平成二十九年十一月十三日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第八十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項の規定により政治団体の設立の届出のあった政治団体の名称等を同法第七条の二第一項の規定により次

のとおり告示する。

平成二十九年十二月二十日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

政党以外の政治団体  
 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
希望あふれる階上をつくる町民の会	寅谷 正	福山 律子	三戸郡階上町大字道仏字横沢九の四	平成二・二・六
寅谷正後援会	大下 末太郎	福山 律子	三戸郡階上町大字道仏字横沢九の四	平成二・二・六

青森県選挙管理委員会告示第八十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定により、次の政治団体から届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

平成二十九年十二月二十日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

政党の支部

政治団体の名称（代表者氏名）	異動事項	新	旧	異動年月日
社会民主党青森県連合（三上 武史）	会計責任者	渡辺 邦弘	小野寺 文郎	平成二・二・三

政党以外の政治団体

政治団体の名称 (代表者氏名) 古林輝信後援会 (甲田 保光)		異動事項	新	旧	異 月 日 動
代表者	甲田 保光	三上山 秀男			
会計責任者	古林 記美子	田中 昭治			
			平成 二九・二・八		

青森県選挙管理委員会告示第八十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、次の政治団体から解散の届出があつたので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十九年十二月二十日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

政党以外の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	解散年月日
酢谷一利後援会	八谷 宏	平成二九・一〇・三

青森県選挙管理委員会告示第九十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定による資金管理団体の届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

平成二十九年十二月二十日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

資金管理団体の届出をした者(代表者)の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指 月 日 定

寅谷 正	階上町長	階上を明るくする会	三戸郡階上町大字道仏字横沢九の四	平成 二九・二・一
------	------	-----------	------------------	--------------

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一号  
青 森 県

(印刷所・販売人)  
青森市第二問屋町三丁目一番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円四十四銭